

# 請 願

平成23年3月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年 月 日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ペー ジ
請願第1号	23. 2. 17	公契約に関する基本法の制定を 求める意見書提出の請願につい て	須賀川市	大倉雅志	1~2
			日本労働組合総連合会福島 県連合会須賀川地区連合会 議長 牧野桂男		
請願第2号	23. 2. 17	福島県最低賃金の引き上げと早 期発効を求める意見書提出の請 願について	須賀川市	水野敏夫	3~4
			日本労働組合総連合会福島 県連合会須賀川地区連合会 議長 牧野桂男		
請願第3号	23. 2. 4	須賀川養護学校カリキュラム充 実の意見書提出を求める請願	須賀川市	水野敏夫	5
			樽川 清江		

# 請 願 書

2011年 2月17日

須賀川市議会

議 長 渡 辺 忠 次 殿

請願者

住 所 須賀川市 [REDACTED]

氏 名 日本労働組合総連合会

福島県連合会 須賀川地区連合会

議長 牧野 桂男

紹介議員

大倉 雅志 [印]

## 公契約に関する基本法の制定を求める意見書提出の請願について

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められています。このようななか、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争とあいまって低価格・低単価の契約や受注が増大しています。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じています。

さらに、業務委託にかかる人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げや解雇の脅威にさらされています。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるより良い社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要であります。さらに、男女平等参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められています。また、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約基本法の制定が急務であります。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されますようお願い致します。

- (1). 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、ならびに職場の安全の確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
- (2). 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。



## 公契約に関する基本法の制定を求める意見書(案)

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このようななか、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争とあいまって低価格・低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

さらに、業務委託にかかる人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げや解雇の脅威にさらされている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるより良い社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。さらに、男女平等参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められている。また、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約基本法の制定が急務である。

よって、須賀川市議会は、国会および政府に対し、早期に下記の事項を実施するよう強く要請する。

### 記

1. 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、ならびに職場の安全の確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
2. 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年 月 日

須賀川市議会議長 渡辺 忠次

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

}宛

請 願 書

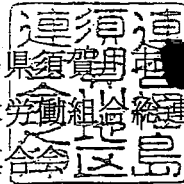
2011年2月17日

須賀川市議会

議長 渡 辺 忠 次 殿

請願者

住所 福島県須賀川市 [REDACTED]  
氏名 日本労働組合総連合会福島県連合会  
須賀川地区連合会  
議長 牧野桂男



紹介議員

水野敏夫



福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める

意見書提出の請願について

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

福島県最低賃金は、毎年8月に「福島地方最低賃金審議会」において決定され、10月1日から適用されています。

現在の福島県最低賃金は、時間額で657円となっており、全国順位で31位と低位にあります。このような最低賃金の水準では、県内の中小・零細企業で働く人たちやパート労働者の生活改善は望めません。

また、一般労働者の賃金は4月に引き上げるのに対して最低賃金の発効日は10月1日と半年遅れとなっております。

したがって、私たちは、各種統計資料で示されている福島における一般労働者の賃金並びに産業・経済の力量に見合う水準に最低賃金を引き上げることと、最低賃金改定諮問を早急に行い早期発効することについて強く求めるものであります。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂けますよう、お願い致します。

- (1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- (2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上



# 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める

## 意見書

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で31位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえ、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- (2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年 月 日

内閣総理大臣  
厚生労働大臣     あて  
福島県労働局長

須賀川市議会  
議長 渡辺 忠次

平成23年 2月 4日

須賀川市議会議長 渡辺忠次 様

須賀川市  
(住所)

請願者(氏名) 樽川清江



紹介議員 水野 敏夫



須賀川養護学校カリキュラム充実の意見書提出を求める請願

福島県における特別支援学校は23校中、盲学校が1校、聾学校が4校、知的障害特別支援学校が12校、肢体不自由特別支援学校が2校、病弱特別支援学校が4校、という状況にあります。そしてこれはそれぞれの障害の症状により学校としてカリキュラムが定められています。(同時に分校という形式をとりながら、地域的に不足しているカリキュラムをカバーしている状況にもあります。)しかし、それら学校の設置場所は県内の大きな4都市に集中しています。

須賀川市内には、「県立須賀川養護学校」がありますが、病弱者対象としたカリキュラムのみで運営をされており、他の障害のある子供たちを受け入れることは出来ません。しかし、一方須賀川市において平成22年度における特別支援学校に通学している児童生徒は61名、平成21年度は62名、平成20年度は63名で、その約半数は知的障害のある児童生徒となっており、市外に通学している状況にあります。特別支援学校に入っておらず一般の学校の特別支援学級へ入級している児童生徒数は平成22年度で69名おり、その中でも本来は特別支援学校に通学すべき児童生徒もおります。

このように、須賀川市内には相当数の障害のある児童生徒がおり、特に知的障害のある児童生徒数が半数を占めている中で、「須賀川養護学校」では知的障害者を対象としたカリキュラムがないために、郡山市や石川町の特別支援学校への通学、もしくは特別支援学校には通学させないで一般の学校内にある特別支援学級への入級、という状況にあります。地元から遠い学校に通学させることは、バス停までの日常の送り迎えや、車を所有していない人にとっていざという時の対応が出来ないなど、大変な心配が付きまといます。

さらに、特別支援学校でのクラス編成が、基本的に1クラス6名以下であることを単純に適用しても、須賀川市内において10クラス以上の特別支援学校が必要とされている状況であり、早急に須賀川養護学校に多くのカリキュラムを受け入れることのできる施設の充実をさせることが必要であると考えます。特に当面、福島県において、知的障害のある児童生徒に対する受け入れ態勢を「須賀川養護学校」に創設すべきことの意見書提出をされるよう請願します。



# 陳 情

平成23年3月須賀川市議会定例会

陳情番号	受 理 年月日	陳 情 名	陳 情 者	資料 ページ
陳情第1号	H23.2.1	別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情	福島市	1~5
			星野 節子	

別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情

須賀川市議会議長 渡辺忠次 様

《陳情者》〒960- [redacted] 福島市 [redacted] 星野節子 (印)

《陳情内容》

国民の過半数が、外国人参政権の危険性に気づき、反対決議案が地方議会で発動されていく中、外国人参政権は、常設型住民投票条例、市民投票、住民投票、等に名を変えて化けたが、実態は外国人参政権そのもの。名を変えた外国人参政権への警戒を求めます。

日本人弾圧革命は知らないうちにやってくるからです。

《陳情理由》

国民の過半数が、外国人参政権の恐ろしさに気づき、反対決議案が地方議会で発動されていく中、「名前を変えた外国人参政権」が地方議会において徐々に可決されている。

今、外国人参政権は、常設型住民投票条例、市民投票、住民投票、等に名を変えて化けた。

つまり、日本国民を上手く騙しながら、次々に可決させていこうという目論み。外国人参政権が、なぜ、危険なのかというと、

特ア（中、韓、北）においては、公権力を握る者は、利権と特権の階級上位者。階級上位者は、公のために働くのではなく、私服を肥やすために働く。そしてその周囲の者たちは階級上位者を守るためには、いかなるウソをもつかなければならない、というのが、彼らの文化。

そういう民度の在日外国人が日本国内に於いて、市議会を制し、県議会に進出すると、県警が彼らの支配下になり、国民は弾圧される。

実は、ロシア革命などにおける国家破壊や共産主義建設は、ある日突然、社会主義、共産主義が誕生したのではなく、初めは、市町村単位に独立を宣言する地方が現れ、その独立宣言をした市町村同士が連携することで、都道府県単位の独立宣言、そして独立した都道府県が連携することで国家を転覆し、新国家を樹立している。

日本国民は真実を知らなくてはいけないが、最近の新聞・テレビは偏向報道が目立つ。スポンサーの付いている新聞社・放送局はスポンサーの意図に沿ったものしか作れないから。

近年、パチンコ・サラ金がスポンサーになっている番組が多くなったことからしても、特ア（中、韓、北）寄りに情報操作されている。

南京大虐殺、従軍慰安婦を捏造ではないかと疑った理由についてだが、良い悪いは別として、日本人は、犯罪者本人を追求することはあっても、その家族までは追求しない。それが日本人





の国民性。なので、日本人は過去における戦争の責任追求を半世紀以上も続けたりはしない。ところが、特アは戦争責任をいつまでも言い続けて賠償金を求めている。これに注視すると『南京大虐殺』『従軍慰安婦』は、日本からお金を取る為の捏造ではないかと疑う。現に多くの近代史研究家たちが、捏造だと断言し、多くの著書が出版されている。

特アに支配されてしまったマスコミは危険法案については意図的に報道せず、国民から反対議論が起きないようにしている。顕著な例は、国籍法改正案、人権侵害擁護法案。いずれも、その名からは危険性を知ることができない。

最近、違和感を感じたのは、尖閣ビデオをネット上に公開した問題において、某テレビ局のアナウンサーなる中国語訛りの女性が、ビデオをネット上に公開した人物のことを犯人扱いし、「早く犯人を捕まえてください！」と叫んだこと。他には、某女性市長が「公務員には守秘義務がある。尖閣ビデオの公開は悪い」とコメント。真実を隠蔽することが公職者の責務であると平然と言い放つ市長が国内にいるのだ。

今や、歴史捏造による反日教育を受けた在日外国人がNHKをはじめ、マスコミ内においても影響力を持っている。かたや、ネット上では「尖閣ビデオを流出させた保安官に国民栄誉賞を」という声が出るほど、ビデオを流出させた保安官を英雄扱い。スポンサーを持たないジャーナリスト・ブロガーが発信する意見とテレビでは論調が乖離していることに留意してほしい。

尖閣ビデオを見た国民は、『友愛』の鳩山前総理の間違いに気づいたはず。今後、名を変えた外国人参政権が可決されていくことは、反日教育を受けた在日外国人が今まで以上に日本の政治に携わることになり、日本は転覆する。

解りやすい例では、北朝鮮による拉致問題が未だに解決しない理由は、在日外国人が帰化して日本の国会の中枢部に君臨し、北朝鮮に対して丸腰の政策を推進しているから。福島瑞穂氏・土井たか子氏の北朝鮮に対する丸腰政策は朝鮮人特有のもの。土井たか子氏は「拉致はない」と平気で嘘をついたり、パチンコの宣伝をしたりと、工作活動に余念がなかった。

危険水域に達した今、純粋な日本人以外は日本の政治家になってはいけないという論調が盛り上がる中、福島瑞穂をはじめ、帰化した政治家らは、それを隠しはじめたが、国会議員とマスコミには帰化朝鮮人がかなり多い。

今後、市民投票条例、住民投票条例等に名を変えて化けた外国人参政権が可決されると、日本人が在日外国人の支配下に置かれ、恐怖政治に支配される。言論弾圧され、政治活動の自由を奪われる。特アよる工作活動の巧妙なところは、反対運動が起きないように作戦を次から次へと仕掛けてくるところ。

※別添資料あり ① ②

①

外国人留学生に対する日本政府の思いやりです。  
そして、日本政府は留学生を百万人まで増やそうとしています。

- 1)奨学金／月額 142,500 円(年 171 万円)
  - 2)授業料／国立大学は免除、公立・私立大学は文部省が負担(年 52 万 800 円:現時点)
  - 3)渡航旅費／航空券支給 東京-北京 (111,100 円)
  - 4)帰国旅費／奨学金支給期間終了後所定の期日までに帰国する場合は航空券を支給。(111,100 円)
  - 5)渡日一時金／25,000 円
  - 6)宿舍費補助／月額 90,000 円または 120,000 円 (年 144 万円)
  - 7)医療費補助／実費の 80%
- 上記 1)+2)+3)+4)+5)=380 万円！年に 380 万円。しかも返還不要。

全て血税です。しかも支援・支給額です。返さなくていい。  
貸与の奨学金すらもらえない日本人が多いのに。留学生は当たり前の支給と思っている。  
繰り返し、言います。年に 380 万円ですよ。4 年いたら、1,520 万円ですよ。税金ですよ。  
経済的事情で大学や大学院への進学を断念する日本人が多い中で。  
しかも、国費留学生のみでも 1 万人。  
なんと 380 億円です。  
私費留学生入ると 10 万人近くにふくれあがる。私費留学生にだって諸々の補助援助がある。  
なんで怒らないの？血税ですよ。

\*\*\* 以下資料 \*\*\*\*\*  
大使館推薦による日本政府奨学金募集要項  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/boshu/08031212/001.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/boshu/08031212/001.pdf)  
入学検定料、入学金、授業料は日本持ち  
宿舍は日本が用意  
奨学金(生活費?)として月額 134,000 円支給(返還義務なし)  
往復航空券支給 国費留学生制度の詳細  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/007/030101/3-2.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/007/030101/3-2.htm)  
平成 19 年度外国人留学生在籍状況調査結果  
[http://www.jasso.go.jp/statistics/intl\\_student/data07.html](http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/data07.html)  
留学生数(平成 18 年 5 月 1 日現在の数)中国 74,292 人 63.0% 韓国 15,974 人 13.5%

2-1  
生活保護だけじゃない在日特権

地方税→ 固定資産税の減免

特別区→ 民税・都民税の非課税

特別区→ 軽自動車税の減免

年金→ 国民年金保険料の免除 心身障害者扶養年金掛金の減免

都営住宅→ 共益費の免除住宅 入居保証金の減免または徴収猶予

水道→ 基本料金の免除

下水道→ 基本料金の免除 → 水洗便所設備助成金の交付

放送→ 放送受信料の免除

交通→ 都営交通無料乗車券の交付 JR 通勤定期券の割引

清掃→ ごみ容器の無料貸与 → 廃棄物処理手数料の免除

衛生→ 保健所使用料・手数料の減免

教育→ 都立高等学校 高等専門学校の授業料の免除

通名→ なんと、公式書類にまで使える。( 会社登記、免許証、健康保険証など )

→ 民族系の金融機関に偽名で口座設立→犯罪、脱税し放題。

→ 職業不定の在日タレントも無敵。

→ 凶悪犯罪者の1/3は在日なのに実名では報道されない。

生活保護→ 家族の人数 × 4万円 + 家賃5万円 在日コリアンは、ほぼ無条件で貰えます。

→日本人は孤児だろうと病気だろうと、絶対に貰えない。

→予算枠の大半を、人口比率1%未満に過ぎない在日が独占。

→ニートは問題になっても、この特例は問題視されない。

住民票→ 「外国人登録原票」は通常、一般人では閲覧できない。

(日本人の場合、債権関係の係争で住民票を閲覧される)

さらに…→ 生活保護予算の大半は在日だけの特権保護費

★ほとんどの日本人が、このような特権の存在を知らない

出典：宝島社「北朝鮮利権の真相」

在日朝鮮人の五箇条のご誓文ともいわれている既存特権です。

1. 朝鮮商工人のすべての税金問題は、朝鮮商工会と協議して解決する。
2. 定期、定額の商工団体の会費は損金（必要経費）として認める。
3. 学校運営の負担金に対しては前向きに解決する。
4. 経済活動のための第三国旅行の費用は損金として認める。
5. 裁判中の諸案件は協議して解決する。

これによって

- ①在日朝鮮人の経営する店舗は、日本の税務署と直接税金について協議する必要が無く、
- ②③④にかかった費用も実際なにかに使ったのかノーチェック 金額もノーチェック。

27-2  
税務署は、朝鮮人経営者の提出する書類に、朝鮮商工会のはんこが押してあると、もう何も言えません。全部損金で出せば、税金は発生しません。つまり、脱税しようと思えば簡単に出来る特権です。

在日企業の脱税システム 「五箇条の御誓文」

1976年10月、社会党の高沢寅男により、国税庁と朝鮮人商工会  
(在日韓国商工会議所 / 在日朝鮮商工会) との間で、税金の取り扱いが決められた  
(別冊宝島『ザ・在日特権』 14 ~ 15ページ)。

- 在日企業のすべての税金問題は、朝鮮人商工会を協議窓口とし、解決
- 朝鮮人商工会の会費は損金として認める。
- 学校運営の負担金に対しては前向きに解決する。
- 経済活動の為に第三国旅行の費用は損金として認める。
- 裁判中の諸案件は朝鮮人商工会と協議し解決

これにより、在日企業に個別税務調査が出来なくなり、脱税し放題に！！具体的な手口は、

- (1) 在日企業が、売上を朝鮮人商工会に会費として納める
- (2) 損金とみなされ、利益ゼロとなる
- (3) 利益がゼロなので法人所得税がかからず、法人住民税や社員の健康保険料も安くなる
- (4) その後、朝鮮人商工会から在日企業に全額返金
- (5) 結果、売上が無税！
- (6) パチンコ関連企業の年間売上高30兆円以上が、無税扱い

韓国はパチンコを禁止しているくせに、大統領が日本パチンコ産業の保護をミンス小沢に訴えていた。

パチンコは、日本を墮落させ、金を南北キムチへ吸い上げるための対日戦略産業だってことは、小学生で